

秋田市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼谷 純

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
41314	飯島穀丁10号線	飯島穀丁379番15地先		
		飯島穀丁379番25地先		
70634	桜三丁目8号線	桜三丁目466番62地先		
		桜三丁目503番8地先		
70635	上北手猿田4号線	上北手猿田字館ノ下16番1地先		
		上北手猿田字館ノ下15番1地先		
70636	横森二丁目23号線	横森二丁目180番2地先		
		横森二丁目188番1地先		
110344	向田表後野線	雄和相川字向田表118番5地先		
		雄和相川字後野163番1地先		

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで